

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業 ※以下、総合事業といいます

地域の65歳以上の方々を対象に、その方の状態や必要性に合わせた様々なサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援1・2に認定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」により、介護予防と日常生活の自立を支援します。



介護予防・生活支援サービス事業とは

対象

- 要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護が「**訪問型サービス**」、介護予防通所介護が「**通所型サービス**」に変わり、新たな「**その他の生活支援サービス**」が加わります。

この事業は、高齢者を含めた幅広い世代の市民、ボランティア、NPO、事業者等、様々な人や団体がサービスの担い手となることにより、高齢者に対する生活支援等を充実していきます。

訪問型サービス
ホームヘルパーや、つま家事サポーター等が訪問し、日常生活のお手伝いをします。

通所型サービス
デイサービス等で対象者に合ったプログラムを提供します。市民グループ等が集いの場を提供します。

その他の生活支援サービス
栄養改善を目的とした配食サービスや、高齢者の見守り等を提供します。



一般介護予防事業とは

- 65歳以上のすべての高齢者が利用できるサービスです。

少し体力が落ちてきた方や、介護予防・生活支援サービスを終了した方が、体力の維持・向上のために通うサービスです。

ふれあいサロン事業

集会所等の施設で、健康運動やゲーム、茶話会等を行い、地域の集いの場を提供します。

体操教室

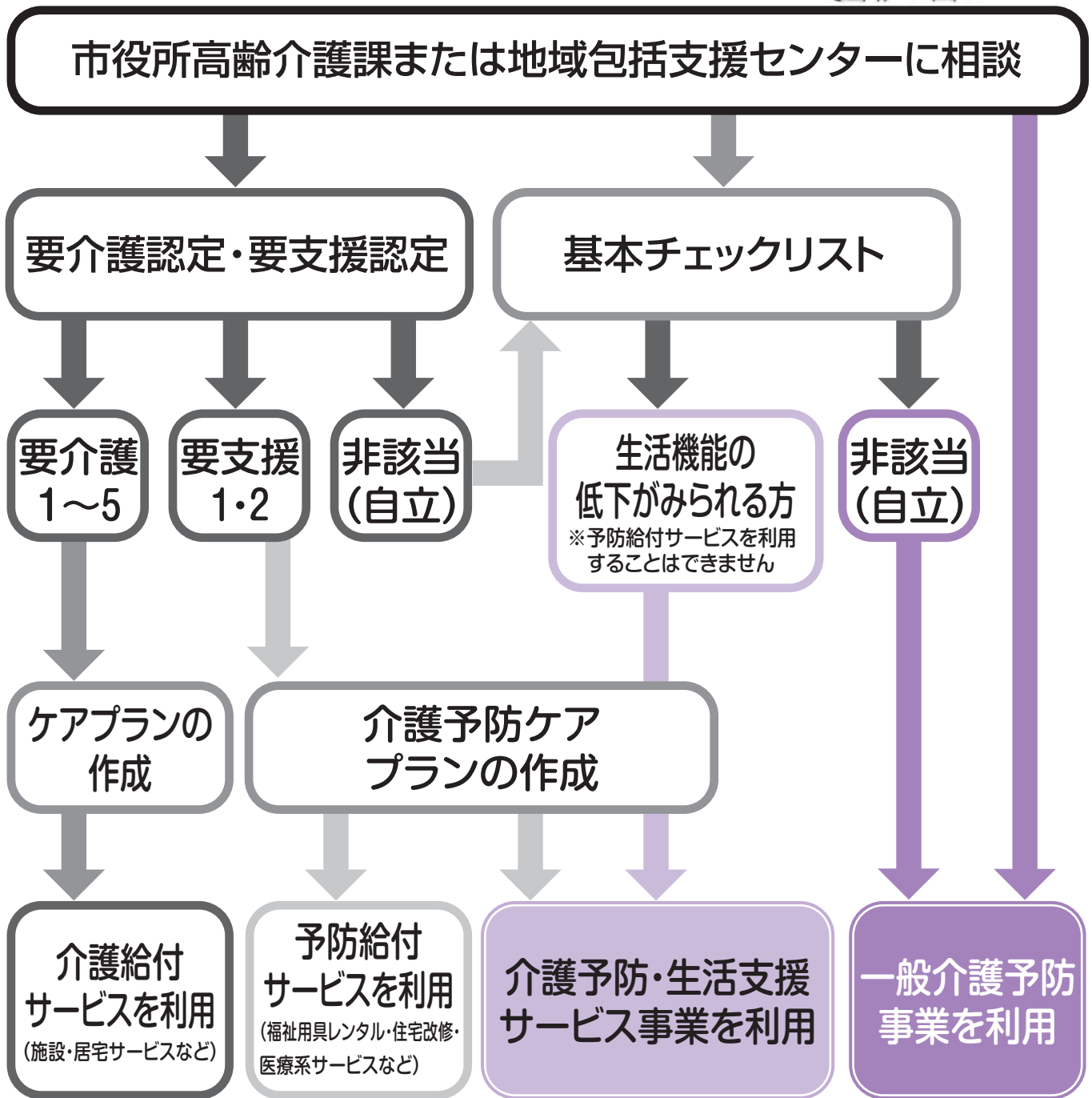
簡単な体操やストレッチ、転倒を予防するための教室、健康増進や心のリラックスを目的とした教室等があります。

口腔機能の教室

口腔機能の講話をもとに、飲み込みをよくするための運動を実施し、口腔機能から健康な身体づくりを目指す教室があります。



利用までの流れ (65歳以上の方)



説明会を開催します

平成29年度から始まる総合事業の通所型・訪問型サービスについて、小学校区ごとに住民向け説明会を行っています。
※1月に南校区での説明会を予定しています。他の校区については開催済みです。

日時 12月10日(土) 午前10時～11時
場所 市役所4階大会議室
対象 東校区
申込 不要
問合せ 高齢介護課長寿福祉G 内線2144・2145

